

消防救第 349 号

平成 23 年 12 月 28 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長



「P A連携」における消防ポンプ車等の緊急走行について（通知）

現在、一部の消防本部において、救急出動要請に伴い、消防ポンプ車等を救急自動車に先行又は同時出動させ、救急現場等において消防ポンプ車等の消防隊等に救急活動を支援させる活動（以下「P A連携」という。）が行われているところです。

このP A連携に関し、警察庁交通局交通企画課から、P A連携を行う当該消防ポンプ車等における緊急走行について、別添のとおり、救急隊の出動が行われる機会において、消防用自動車も出動することが救急業務を実施する上で効果的と認められ、かつ、サイレンを鳴らし赤色の警光灯をつけて行われる場合には、消防用自動車が緊急走行により救急現場に向かうことが許される旨、各都道府県警察本部等あてに通知されましたので、連絡します。

貴職におかれましては、貴都道府県内市町村（消防事務を処理する組合を含む。）に対しても、この旨連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

消防庁救急企画室

担当 小谷補佐、丸尾事務官

TEL : 03-5253-7529 (内 42322)

FAX : 03-5253-7539

E-mail : y.maruo@soumu.go.jp

原議保存期間1年未満文書
平成24年3月31日まで保存

警視庁交通部交通総務課長
各道府県警察本部交通部長
(参考送付先)

殿

事務連絡
平成23年12月28日
警察庁交通局交通企画課理事官

各管区警察局広域調整担当部広域調整第二課長
各方面本部交通課長

いわゆる「PA連携」における消防用自動車の緊急走行の取扱いについて

消防機関においては、119番通報等による救急現場への出動に際し、最寄りの消防署等に配備されている救急用自動車（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号、以下「令」という。）第13条第1号の2により届出が行われた自動車をいう。）が出動できない場合や消防隊が救急隊の支援を行うことが必要と認められる場合等において、救急現場に近い消防署等に配備されている消防用自動車（令第13条第1号により届出が行われ、又は同条第1号の3により指定が行われた自動車をいう。）も救急現場に向かい、救急隊が到着するまでの間の傷病者に対する応急処置や救急隊が行う応急処置の補助等を行う場合がある（いわゆる「PA連携」）。

この点、救急隊の出動が行われる機会において、消防用自動車も出動することが救急業務を実施する上で効果的と認められ、かつ、サイレンを鳴らし赤色の警光灯をつけて行われる場合には、消防用自動車が緊急走行により救急現場に向かうことが許されると解されるので、今後執務の参考とされたい。

(本件担当)

警察庁交通局交通企画課法令係
河田警部 (800-5064)